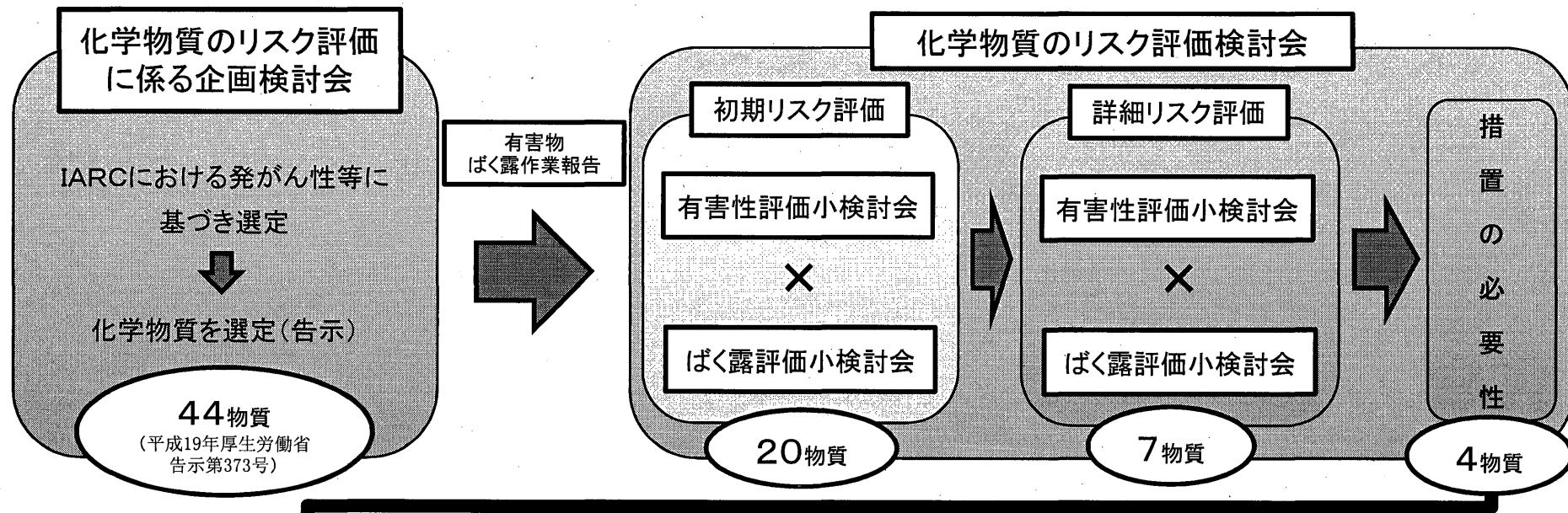
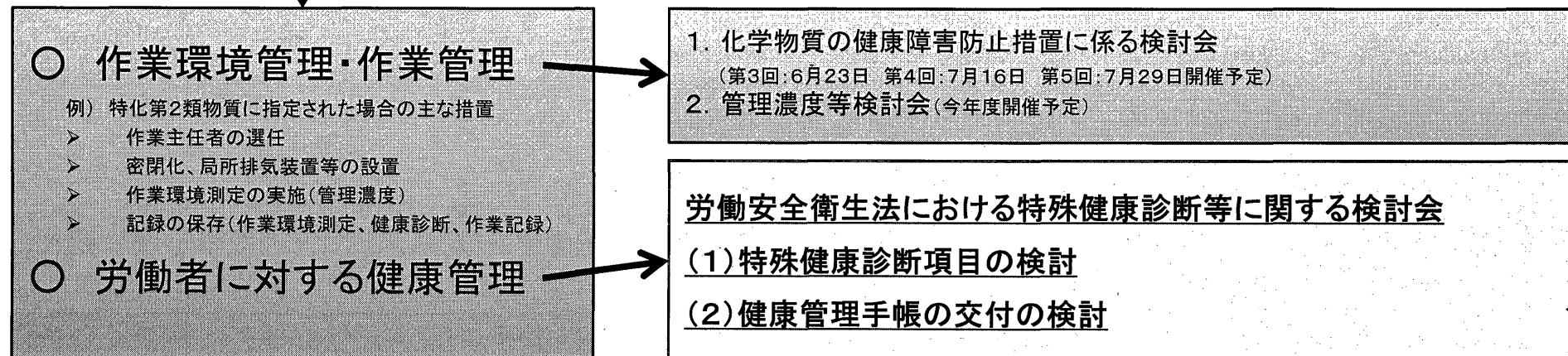


化学物質に係るリスク評価の結果、措置がなされるまで

【化学物質の取り扱い状況の把握】



【措置の検討】



1. 職場における化学物質のリスク評価

➤ 制度の導入経緯

日本政府(厚生労働省)は職場で労働者がさらされている有害な化学物質の有害性とばく露の可能性を考慮して化学物質を管理するため、2006年1月にリスク評価制度を開始。

➤ リスク評価の目的

リスク評価の目的は、発がん等ヒトに重篤な健康障害を引き起こすことが指摘されている化学物質のリスク評価を行い、この結果を基にリスクが高いと評価された当該化学物質の製造・取扱いに対し、法令による規制又は行政指導を行うことである。

➤ リスク評価の実績

2006年1月以降、厚生労働省は約80物質のリスク評価に着手し、うち49物質についてリスク評価を終了。開始年次別リスク評価終了物質は以下の通り(括弧内は着手物質数)。

—2006年:5(5)、2007年:10(10)、2008年:20(44)、2009年:14(20)

(参考)健康障害防止措置の導入状況

○ 平成19年12月改正

ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び
硫酸ジエチルの規制措置の強化

○ 平成20年11月改正

ニッケル化合物、砒素及びその化合物
の規制措置の強化

主要な措置

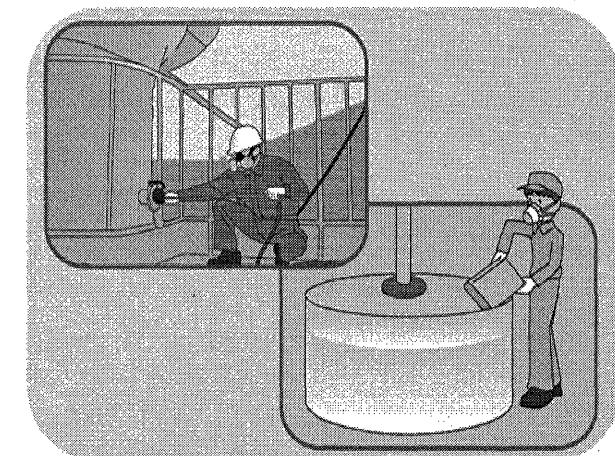
- ・容器等への表示
- ・発散抑制措置等
- ・漏えい防止のための措置等
- ・作業主任者
- ・作業環境測定
- ・健康診断
- ・その他の措置

○ニッケル化合物並びに砒素及びその化合物
に係る健康障害防止対策について

○燻蒸作業に係る措置へのホルムアルデヒド
の追加について

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

改正省令・告示は、平成21年4月1日から施行・適用されます。
(一部の規定・場合には、経過措置(猶予期間)が設けられています。)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2 リスク評価、リスク管理の措置の検討体制

- リスク評価対象物質の選定方針の明確化
- リスク評価、健康障害防止措置の検討プロセスの透明化
- リスク評価(科学ベース)と措置の検討(政策ベース)の分離

化学物質のリスク評価に係る企画検討会

任務: 評価方針の検討、評価対象物質の選定、評価情報の周知・徹底等

構成: 学識経験者6名、企業代表1名、労働者代表1名

化学物質のリスク評価検討会

有害性評価小検討会

任務: 有害性評価

構成: 学識者6名(毒性2名、代謝1名、病理1名、公衆衛生2名)

ばく露評価小検討会

任務: 測定方法の検討、ばく露評価

構成: 学識者6名(作業環境2名、毒性1名、評価モデル1名、環境リスク1名)

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

任務: 健康障害防止措置の検討

構成: 学識経験者6名(作業環境4名、公衆衛生1名、保護具1名)、企業代表1名

➤ リスク評価制度の概要

- 2006年1月有害物ばく露作業報告制度を創設

厚生労働省は2006年1月に有害物ばく露作業報告制度を開始した。対象となる化学物質を年間500kg以上製造し、又は取扱った事業者が作業に関する報告を提出することを義務化。

- 化学物質の有害性情報及びばく露情報をもとに、リスクを評価を実施

厚生労働省は対象となる化学物質の有害性情報を収集するとともに、有害物ばく露作業報告のあった事業場の一部に対し作業実態調査を実施。

- リスクが高いものについて、必要な規制を実施

厚生労働省はリスク評価の検討会を設置し、有害性及びばく露情報をもとにリスク評価を行い、この結果リスクが高いと判断された場合に、法令による規制や行政指導を実施。

